

フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを経営する申立会社について、旧警戒区域及び旧緊急時避難準備区域内の各店舗の営業休止を余儀なくされたことに伴う逸失利益及び棚卸資産の財物損害（在庫商品廃棄）、旧緊急時避難準備区域内の店舗の営業再開に伴う追加的費用（店舗内の洗浄消毒費用、設備の除染費用）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### (1) 損害

ア 営業損害（逸失利益）	2 8 1 9 万 6 5 5 5 円
イ 営業損害（追加的費用）	1 7 8 万 5 0 0 0 円
ウ 財物損害（棚卸資産）	1 2 2 9 万 3 7 3 9 円
エ 弁護士費用	1 2 6 万 8 2 5 9 円

#### (2) 期間

アについて	平成23年3月11日から平成23年8月31日まで
イについて	平成23年3月11日から平成23年9月30日まで

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、合計金4354万3553円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項(1)ウ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立

人が署名（記名）押印の上、各自 1 通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し 1 通を交付する。

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

（仲介委員 水野賢一）